

令和 7 年度白馬村議会第 1 回定例会 新たな財源確保調査検討特別委員会 審査報告

令和 5 年から始まり勉強会を重ねて、令和 6 年 6 月に提言書を提出。現在に至ります。

財源特別委員会に付託された案件は議案 2 件です。審査の内容と結果を報告いたします。

○ 議案第 3 号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について

本村の観光地経営に関し、基本理念を定め、村の責務と村民、観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光地経営に必要な財源の確保とその使途の方針を定めることにより、村民生活と調和した持続可能な観光振興に関する政策を計画的に推進し、もって村民にも来訪者にも魅力ある活力に満ちた地域づくりをなしとげ、経済の発展及び村民生活の向上に資するため条例を制定したいもの。

【質疑】

問：観光地経営会議によって出来上がった「経営ビジョン」というのは、使途のところで使われ、計画と共に使い道をホームページ上に公表していくと思われるが、どこの審査機関も通さないのか。又、財政上に関わることについては、一般会計に組み入れるという事になるため、予算のところで議会が関わるため良いという解釈なのか。

答：「経営会議」は村長の諮問機関となるため、経営会議で出来上がった「経営ビジョン」を答申し、それを受けて村長が判断していくことになる。また、財政についても他の基金と同様に予算の中で説明するため、議会をスルーしてしまうという事はない。

問：個別の案件に関しては、「使途」という中で毎回お金を使っていくことになるため、議会の審議を得ていく方が良いのではないのか。

答：議会の審議が必要となる計画は、総合計画の中でも「基本構想」であり、他の行政計画には一切ない。しかし、この計画の位置付けから考えると、観光部分の「憲法」という部分があるため、委員会だけでなく全員協議会等にお

いて計画の策定、変更があった時は報告し、意見をいただくということが必要と考えている。

問：観光地経営会議の中で用途を定め、資金を基金化し、用途のルールに基づいて地域 DMO（観光局）が事業に対して交付するという説明が以前あったと記憶しているが、基金から一般会計の繰入金として計上し、処理をするということなのか。

答：観光地経営会議の提言より、基金化したものを一回 DMO に「交付金」という形で渡し、DMO から各事業主体に交付するような流れを考えている。しかし、お金の流れについてはもう少し議論が必要と考えており、条例可決後に庁内でも協議をして検討する。

問：「税」という位置付けで考えた時に、観光局の監査委員がお金の流れを監査するのか。それとも、村の監査委員なのか。

答：「交付金」という要素が大きければ一般会計になり、「負担金」「補助金」になれば「財政援助団体」ということになる。よって、「援助をする」部分については村の監査と考えられるが、実質的には相手方の監査になると考える。財源を基金化して出すときに何等かの例規が必要だという話はしているが、これが条例なのか要綱なのかという作業を進めている。

問：観光振興条例的な意味合いで見ると無難に作られた条例であり、落ち度はないと思うが、第3条の基本条例は三つ理念だけではもの足りないと思う。また「用途条例」という観点で見ると、二次交通や観光 DX、ゴミの削減処理など具体的なものが書かれていないが、そういった内容を盛り込んだ下部例規を作成するのか。

答：用途については「経営ビジョン内」というように考えているため、作成予定はない。また、条例の中でそこまで具体的に謳いこんでしまうと、頻繁に条例改正が必要となってしまうため、具体的な部分については要綱になる可能性もあるが、ビジョンの中に謳っていくことで透明性を担保できるようにと考えている。

問：2条で「村民」や「観光事業者」を定義し、4条でそれぞれの責務を謳っているが、「村民」の中には多くの外国人住民がおり、観光事業者にも外国籍経営者が多く存在している。よって、今回の条例が関係する「多文化共生社会に関する条例」の「外国人住民の責務」部分についてしっかりと謳いなおし、村民の役割、観光事業者の位置づけしていただきたい。同じように第8条の「来訪者の役割」に「美しい村と快適な生活環境を守る条例」を遵守とあるため、マナー条例の見直しも行なって欲しいが、いかがか。

答：「多文化共生社会に関する条例」に「村民」と「外国人住民」という言葉があるが、言葉自体に違和感があるため、整理するタイミングが来ていると思う。また、この村では「村民」と「観光事業者」が複雑な関係となっているため、いつもぼやけた状態になっていることは理解している。マナー条例についても昨今の状況によって新たに付け加えたほうが良い部分も出てきているため、今回提出する条例との整合性がとれる形で優先順位を付けて取り組んでいきたい。

問：使途の中で経営会議が重要となるため、観光事業者だけではなく、観光事業に関わっていない村民など色々な意見を求める必要があると考えるが、メンバー構成はどのようなになっているのか。

答：観光地経営委員は現在10名で構成されているが、来年度は持続可能性を考え、農業や文化的な部分、山の関係の方で13名体制を考えている。しかし、利害関係者として考えると「地域住民」も入ると考えるため、メンバーの人数等を調整する中で「公募」という形にするかはわからないが、「住民」を入れたいとは考えている。

問：観光地経営会議を立ち上げた当時、3,000万円の費用がかかっている。さらに2千万円をかけて修正しているが、今後もコンサルタントを依頼するのか。

答：職員にとって一つ一つの手間が増えて負担になってはしまうが、今回はより地元在即したというところで、有識者に入ってもらう予定はあるが、コンサルタントは頼まない予定である。

【賛成討論】

この条例は持続可能な村づくりにとって必要である。要綱や規則はこれからになると思うが用途については村民が一番知りたいところでもあるが、用途については非常に抽象的になっていると感じるので、審議会に諮問され、村長に答申された際には、議会としても関わらせていただきたい。

また、用途条例とやってきたものとは趣が違いますが、観光振興条例としての其々の条文は条件を満たしたものになっている。白馬村の進む方向を考えると税を増やすことには賛成できないがやむを得ないと考える。

以上により採決した結果、議案第3号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案の通り可決すべきものと決定しました。

○ 議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定について

白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の規定に基づき、宿泊税の課税に関し必要な事項を定める条例を制定したいもの。

問：附則第9項については、条例の施行後3年後に検討、その後5年ごとに検討という事か。

答：施行後3年経過した場合においてとは、3年施行してその状況を見て検討、その後5年毎に見直す。

問：令和8年から施行となると最初の3年の検討は令和10年の年になるのか、3年たった令和11年で行うのか。

答：条例上は令和8年から令和10年で施行後3年となるので、11年が検討の年になるが、実際は10年から検討を始める。その後5年ごとになるので、次は令和15年になる。

問：時代の流れが速い中、定額でスタートしているが最終的には定率にならざるを得ないと思う。世界の流れは定率であるので、最初の3年は定額でいいが。その後の5年はスパンが長くないか。

答：納税者に分かってもらえる制度としては、短いスパンで改正するのは難しいことも考え、他市町村の制度を参考に一般的なスパンにしているが、世界情勢の流れの変化を考えるとそのときどきに応じて検討時期を改正する余地はあると思う。定率になるとみているが、全国ホテル組合からは反対意見が出されている。県は定率の話は出してこないが、定率も考えながら進めていく。

問：第10条に客室数その他設備の概要を申告することになっているが、ベッド数の方が重要ではないのか。また、第4条の課税免除について、学生の活動の宿泊であれば対象になるのか。

答：条例では客室数となっているが規則等でベッド数を出してもらうよう考えている。課税免除にはその活動に学校長の証明が必要で、参考様式をお示しする。

問：入湯税の使途については温泉の維持だけでなく、広く使えないか

答：宿泊税と同じ部会で検討し村長に答申したので税率も含めて検討していく。

【賛成討論】

- ・税の公平性を確保していただくためにも、新年度から速やかに村内全ての宿泊施設の実態把握、課税データや保健所データを使った実態調査を行ない、しっかり網羅した完璧なものに仕上げていただきたい。
- ・3年を経過するまでは「税額」で対応するという形になっているが、時代はとも速い速度で進んでいるため、「定率制」を含めて研究し、時代に即した形で随時改正をしていただきたい。との、意見がありました。

以上により採決した結果、議案第4号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上、新たな財源確保調査検討特別委員会の報告といたします。